7中「又は七六GHzを超え七七GHz以下」を「、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下」に改め、同表注17中「若しくは第三項」を削り、「第四十九条の二十八第四項第三号」を「第四十九条の二十九第四項第三号」に改める。

別表第一号一(3)ウ中「、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）」及び「、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号」を削る。

別表第二号第三注1ただし書中「若しくは76GHzを超え77GHz以下若しくは77GHzを超え81GHz以下」を「、76GHzを超え77GHz以下」に改める。

様式第7号注4の表中

「

第2条第1項第10号に掲げる無線設備	VT
第2条第1項第10号の2に掲げる無線設備	W
第2条第1項第10号の3に掲げる無線設備	RZ
第2条第1項第11号に掲げる無線設備	XZ
第2条第1項第11号の2に掲げる無線設備	YZ
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	DT

」を「

第2条第1項第10号に掲げる無線設備	VT

」に、「

第2条第1項第50号に掲げる無線設備	HV
第2条第1項第51号に掲げる無線設備	IV
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	JV

」を「

第2条第1項第51号に掲げる無線設備	IV

」に、「

第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	NT
第2条第1項第55号に掲げる無線設備	MV
第2条第1項第56号に掲げる無線設備	NV

」を「

第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	NT

」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の設備規則（次条において「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで、第四十九条の六の九、第四十九条の六の十一、第四十九条の八の三、第四十九条の二十八又は第四十九条の二十九の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

告　示

○総務省告示第四百二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項を削る。

第二項第一号の表を次のように改める。

項目		特性 基地局	特性 陸上移動局
感度		希望波（毎秒九・六キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が（－）一一七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が一％以下	希望波の一・二三MHzの帯域幅における受信電力が（－）一〇四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（－）一二五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合に、それぞれ九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が〇・五％以下
実効選択度	スプリアス・レスポンス	希望波の周波数から（±）七五〇kHz及び（±）九〇〇kHz離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータ出力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び八七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五％以下	1　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合 希望波の周波数から（±）一、一〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四二・四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五％以上の信頼度でフレーム誤り率が一％以下